

中国スキークラブ等と連携したスキー誘客促進事業 成果水準書

1 事業名称

中国スキークラブ等と連携したスキー誘客促進事業

2 目的及び事業概要

北京冬季五輪を契機に中国を始めとする東アジア市場でスキー及びスノーボード（以下、「スノースポーツ」という。）を目的とした海外旅行需要が拡大していることを踏まえ、これまで本県では、中国のスキークラブ・スキー愛好家等を対象とし、スノーリゾート新潟の認知度向上及び誘客促進に向けた取組を実施してきたところである。

本事業は、中国のスノースポーツ関心層が集まるスキークラブやスキーショップ等（以下、「スキークラブ等」という。）と連携し、スノーリゾート新潟の魅力を発信するスキーセミナー又はイベント（以下、「セミナー等」という。）の実施及びSNS等での情報発信により、スノーリゾート新潟の更なる認知度向上と誘客促進につなげることを目的とする。

特に誘客に当たっては、比較的混雑を回避できるスキー場近隣市町村への宿泊誘導や、スキーシーズンにおける来県の平準化のため、3月の誘客を図ることを狙いとする。

実施に際しては、民間のノウハウの活用を図るため、予め定めた成果指標、支払条件に基づき契約代金を支払う成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）を活用する。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）

4 業務内容

（1）セミナー等の実施

中国のスノースポーツ関心層が集まるスキークラブ等と連携し、スキークラブ等が主催するPRイベントにおいて、スノーリゾート新潟の魅力を発信するセミナー等を実施すること。

ア 連携するスキークラブ及びスキーショップ

上海又は広州のスノースポーツ関心層を顧客に持つスキークラブ等と連携することとし、選定理由とともに具体的に提案すること。

イ 実施時期

2026-2027年スキーシーズンへの誘客につながるよう、適切な実施時期のPRイベントと連携すること。

ウ 実施場所

上海及び広州のスノースポーツ関心層が参加しやすい会場で行うイベントと連携

すること。また、日中情勢が懸念される状況においては、より適切な会場で実施されるイベントと連携すること。

なお、オンラインを併用することは差し支えないが、オンライン上の参加者は、4（１）オ及び5（１）の参加者数には含めない。

エ 実施回数

1回以上実施すること。

ただし、複数のスキークラブ等と連携し、複数回実施が望ましい。

オ 参加者数

合計150人以上集客すること。

カ セミナー等の内容

主に下記の内容により、スノーリゾート新潟の魅力を訴求するプレゼンテーションを実施するとともに、県内での長期滞在・県内周遊を促すこと。

- ・ 県内の各スキー場の魅力やスキー場で体験できるスノーアクティビティ
- ・ 県内スノーリゾートエリアへのアクセス方法
- ・ 宿泊施設（特に宿泊施設の発信に当たっては、比較的混雑を回避できるスキー場近隣市町村への宿泊誘導も意識すること）
- ・ 観光スポット（訪日中国人の関心を踏まえて選定すること）

プレゼンテーションは原則中国語で行うこととし、受託者にて説明者を手配すること。説明者の選定に当たっては、新潟県内のスキー場に精通し、魅力を効果的に伝えることができる方にすること。

なお、プレゼンテーションで利用する説明資料は委託者と協議の上、受託者が中心となって作成し、中国語への翻訳も行うこと。

キ 留意事項

セミナー等の実施に当たっては、以下の事項に留意すること。

- ・ 日中情勢を踏まえ、スノースポーツ関心層に対するクローズドなセミナーを前提とすること。
- ・ 県内の索道事業者等にセミナー等への参加を求める場合は、参加募集から当日の現地対応まで必要な調整を行うこと。
- ・ セミナー等終了後に、今後のプロモーションの参考とするため、セミナー等の満足度や改善点、訪日自粛の長期化を見据えた、中国における訪日スキー旅行動向（意向、情報源、訪日ルート、予約媒体等）等を調査するアンケートを参加者向けに実施すること。
- ・ セミナー等の実施後、連携したスキークラブ等に満足度や改善点等を確認するヒアリングを実施すること。

（２）送客状況のフォローアップ

セミナー等の実施に当たり連携したスキークラブ等に対し、継続して送客を働きかけるとともに、令和9年2月末時点の連携したスキークラブからの県内宿泊者数の実績を根拠資料とともに把握すること。

（３）中国版SNSでの情報発信

中国のスノースポーツ関心層が集まるSNSアカウントや、訪日スキーに特化したSNSアカウント等で新潟県のスキー場の情報を発信すること。

ア 発信媒体（SNSアカウント等）

3つ以上の媒体で発信を行うこととし、各媒体のフォロワー（会員）の数や属性等を踏まえて、選定理由とともに具体的に提案すること。

なお、主なターゲットは上海及び広州のスノースポーツ関心層とする。

イ 発信内容

下記の内容を発信することとし、他に効果的な発信内容がある場合は提案すること。なお、具体的な投稿内容は委託者と協議の上、決定すること。

- ・ 県内の各スキー場の魅力やスキー場で体験できるスノーアクティビティ
- ・ 県内スノーリゾートエリアへのアクセス方法
- ・ 宿泊施設（特に宿泊施設の発信に当たっては、比較的混雑を回避できるスキー場近隣市町村への宿泊誘導も意識すること）
- ・ 観光スポット（訪日中国人の関心を踏まえて選定すること）
- ・ スキー場利用に当たってのマナー

ウ 発信回数

合計15回以上の発信を行うこと。なお、発信媒体が異なる場合は、同じ投稿文での発信を可能とする。

エ 発信時期

2026-2027年スキーシーズンへの誘客につながるよう、適切な発信時期を提案すること。

（４）独自提案

本事業の趣旨を踏まえて、本事業の効果を最大化させるために有効な取組を提案し、具体的に記載すること。（県内スキー場に対する関心が高まる施策、口コミでの情報拡散が図られる施策、誘客につながる施策等）

5 成果指標

当該業務における成果として、以下の指標を設定する。

- （１）セミナー等の参加者数
- （２）セミナー等の実施に当たり連携したスキークラブからの県内宿泊数

6 支払条件等

（１）固定分（基本委託料）

2,800,000円（税込）

（２）成果連動分

各成果指標の支払表は以下のとおりとする。

なお、成果指標の基準値は、令和9年2月末までの実績値を活用する。ただし、イについては、2月末時点で宿泊予約が確認できれば、3月の来訪も対象とする。

ア セミナー等参加者数

参加者数	～150人 (基準値)	151～180人	181～200人	201人以上 (上限額)
支払額	0円	100千円	200千円	300千円

イ セミナー等の実施に当たり連携したスキークラブ等からの送客による県内宿泊数

人泊数	～10人泊 (基準値)	11～ 50人泊	51～ 100人泊	101～ 200人泊	201～ 300人泊	301人泊以上 (上限額)
支払額	0円	140千円	350千円	500千円	700千円	900千円

(3) 測定方法

本業務について以下の内容を実績報告書に取りまとめ、県へ報告すること。報告書は電子データで納品すること。

ア セミナー等参加者数

a 参加受付表

参加受付表として、氏名（参加者自筆）、年代、居住エリアを作成し、提出すること。これを参加者数の根拠資料とする。電子媒体で受付を行った場合は、氏名、年代、居住エリアを提出するのみでよい。

なお、参加者アンケートで氏名、年代、居住エリアを確認できる場合は、参加者アンケートの提出でも差し支えない。その他の方法で受付を行う場合は、新潟インバウンド推進協議会に相談の上、新潟インバウンド推進協議会の指示に従うものとする。

b 重複参加について

複数回セミナー等を実施する場合、同一人物が複数回に参加しても、参加回数に関わらず1名でカウントする。

イ セミナー等の実施に当たり連携したスキークラブ等からの送客による県内宿泊数

原則、以下2点で確認することとし、その他の方法で行う場合は、新潟インバウンド推進協議会に相談の上、新潟インバウンド推進協議会の指示に従うものとする。

なお、2月末時点で催行が確定している3月来訪分については、宿泊予約が確認できる資料を宿泊証明書に代えて提出することとする。

a 参加者リスト

連携するスキークラブ等により作成された参加者の一覧表を提出すること。記載された内容が相違ない旨確認し、発行責任者のサイン又は押印されたものとする。

b 宿泊証明書

宿泊日、宿泊人数、宿泊施設名等及び宿泊施設確認者のサイン又は押印が確認できる宿泊証明書を提出すること。

(4) 支払い要件

ア 固定分（基本委託料）

新潟インバウンド推進協議会は、受託者から受領した最終事業報告書等を確認し、業務が適切に実施されたと判断された場合、設定されている基本委託料を正式な請求を受けてから30日以内に受託者へ支払う。

イ 成果連動分

新潟インバウンド推進協議会は、受託者から受領した実績報告書（及び最終事業報告書）をもって、6（2）に基づく成果評価及び成果連動分の算出を行い、受託者へ通知する。通知受領後、受託者は速やかに新潟インバウンド推進協議会へ請求を行うものとする。

7 成果物の提出

(1) 納入期限

本業務の実施内容、課題、提言等を整理した最終事業報告書を以下の期限までに納入すること。

期限：令和9年3月19日（金）

(2) 納入場所

新潟インバウンド推進協議会（新潟県観光文化スポーツ部国際観光推進課内）

(3) 納入方法

PDFファイル形式で納入すること。

※様式は任意とするが、視覚的に認識しやすいものと文字説明を組み合わせ、大冊にならないように簡潔明瞭にまとめること。

※一部データは、EXCEL形式での納入を求めることがある。

8 再委託

原則、業務は委託業者が実施すること。業務の再委託を行う場合は、あらかじめ新潟インバウンド推進協議会の承諾を得ること。

9 その他

(1) 本委託業務の実施に当たっては、委託者と綿密に連絡を行い、その指示に従うこと。

(2) 成果物に係る一切の権利は、新潟インバウンド推進協議会に帰属するものとする。

(3) 各種権利に関する確認や登録商標に関する確認（権利侵害の有無等）は、受託者が行うこと。

(4) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部は、委託者と協議し、その指示に従うこと。